那覇市公報

第１７０４号
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇告　　示◇

○那覇市自動車臨時運行許可番号標板の失効について（ハイサイ市民課）
…… 1087

○平成 28 年度那覇市一般会計歳入歳出決算書及び監査委員意見概要（財政課）
…… 1087

○平成 28 年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書（市街地整備課）
…… 1096

○平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
（国民健康保険課・特定健診課）…… 1100

○平成 28 年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書（市街地整備課）
…… 1105

○平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書（ちゃーがんじゅう課）
…… 1108

○平成 28 年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（国民健康保険課）
…… 1113

○平成 28 年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書（財政課）…… 1116

○平成 28 年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書
（子育て応援課）…… 1118

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
（保護管理課）…… 1122

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
（保護管理課）…… 1123

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）・・・

告　　示

那覇市告示第 274 号
平成 29 年 10 月 25 日
掲　　示　　済

那覇市自動車臨時運行許可番号標板の失効について

那覇市自動車臨時運行許可事務取扱要領第 11 条第２項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

記

１　失効年月日　　平成 29 年９月 21 日

２　失効理由　　紛失

３　失効件数　　１件

４　自動車臨時運行許可番号標板の失効表

平成 29 年 10 月 25 日

標板番号	失効理由	事件発生年月日	失効年月日
沖縄 135 那覇	紛　失	平成 29 年７月 31 日	平成 29 年９月 21 日
以下余白			

那覇市告示第 292 号
平成 29 年 11 月 15 日

平成 29 年（2017 年）９月那覇市議会定例会で認定された平成 28 年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成２８年度　那覇市一般会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　市税		47,051,351,000	48,137,106,969	47,109,660,924 48,553,003	101,595,655	974,403,393	△58,309,924
	1　市民税	19,435,832,000	19,961,524,656	19,502,507,762 41,851,942	56,938,572	443,930,264	△66,675,762
	2　固定資産税	21,225,487,000	21,775,111,759	21,256,817,699 5,478,466	35,277,018	488,495,508	△31,330,699
	3　軽自動車税	680,383,000	726,207,958	684,953,738 474,566	3,919,165	37,809,621	△4,570,738
	4　市たばこ税	4,747,984,000	4,679,861,546	4,679,861,546	0	0	68,122,454
	5　特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
	6　入湯税	9,300,000	9,733,050	9,733,050	0	0	△433,050
	7　事業所税	952,365,000	984,668,000	975,787,129 748,029	5,460,900	4,168,000	△23,422,129
2　地方譲与税		728,885,000	748,614,966	748,614,966	0	0	△19,729,966
	1　自動車重量譲与税	325,992,000	336,130,000	336,130,000	0	0	△10,138,000
	2　地方道路譲与税	1,000	1	1	0	0	999
	3　特別とん譲与税	20,245,000	20,881,965	20,881,965	0	0	△636,965
	4　航空機燃料譲与税	229,944,000	252,910,000	252,910,000	0	0	△22,966,000
	5　地方揮発油譲与税	152,703,000	138,693,000	138,693,000	0	0	14,010,000
3　利子割交付金		31,286,000	33,224,000	33,224,000	0	0	△1,938,000
	1　利子割交付金	31,286,000	33,224,000	33,224,000	0	0	△1,938,000
4　配当割交付金		88,669,000	54,328,000	54,328,000	0	0	34,341,000
	1　配当割交付金	88,669,000	54,328,000	54,328,000	0	0	34,341,000
5　株式等譲渡所得割交付金		94,590,000	42,822,000	42,822,000	0	0	51,768,000
	1　株式等譲渡所得割交付金	94,590,000	42,822,000	42,822,000	0	0	51,768,000
6　地方消費税交付金		5,166,076,000	5,166,075,000	5,166,075,000	0	0	1,000
	1　地方消費税交付金	5,166,076,000	5,166,075,000	5,166,075,000	0	0	1,000

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
7　自動車取得税交付金		93,816,000	89,810,000	89,810,000	0	0	4,006,000
	1　自動車取得税交付金	93,816,000	89,810,000	89,810,000	0	0	4,006,000
8　国有提供施設等所在市町村助成交付金		289,868,000	289,868,000	289,868,000	0	0	0
	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金	289,868,000	289,868,000	289,868,000	0	0	0
9　地方特例交付金		77,145,000	77,145,000	77,145,000	0	0	0
	1　地方特例交付金	77,145,000	77,145,000	77,145,000	0	0	0
10　地方交付税		10,530,928,000	10,680,337,000	10,680,337,000	0	0	△149,409,000
	1　地方交付税	10,530,928,000	10,680,337,000	10,680,337,000	0	0	△149,409,000
11　交通安全対策特別交付金		50,000,000	46,080,000	46,080,000	0	0	3,920,000
	1　交通安全対策特別交付金	50,000,000	46,080,000	46,080,000	0	0	3,920,000
12　分担金及び負担金		1,394,284,000	1,451,304,765	1,391,349,795	5,484,460	54,470,510	2,934,205
	1　分担金	1,000	0	0	0	0	1,000
	2　負担金	1,394,283,000	1,451,304,765	1,391,349,795	5,484,460	54,470,510	2,933,205
13　使用料及び手数料		3,255,407,000	3,372,433,483	3,256,405,898 5,200	14,279,507	101,753,278	△998,898
	1　使用料	2,594,957,000	2,720,258,930	2,604,454,045 5,200	14,279,507	101,530,578	△9,497,045
	2　手数料	660,450,000	652,174,553	651,951,853	0	222,700	8,498,147
14　国庫支出金		43,071,681,788	42,637,621,104	40,696,157,149	0	1,941,463,955	2,375,524,639
	1　国庫負担金	30,398,536,000	30,278,323,638	30,265,699,638	0	12,624,000	132,836,362
	2　国庫補助金	12,558,257,788	12,252,994,349	10,324,154,394	0	1,928,839,955	2,234,103,394
	3　委託金	114,888,000	106,303,117	106,303,117	0	0	8,584,883
15　県支出金		21,618,565,539	21,424,825,732	18,743,107,086	0	2,681,718,646	2,875,458,453
	1　県負担金	6,889,117,000	6,847,085,789	6,847,085,789	0	0	42,031,211

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	2　県補助金	14,092,713,539	13,954,746,628	11,273,027,982	0	2,681,718,646	2,819,685,557
	3　委託金	636,735,000	622,993,315	622,993,315	0	0	13,741,685
16　財産収入		1,349,800,000	1,406,679,777	1,380,546,300	0	26,133,477	△30,746,300
	1　財産運用収入	409,149,000	445,174,984	419,041,507	0	26,133,477	△9,892,507
	2　財産売払収入	940,651,000	961,504,793	961,504,793	0	0	△20,853,793
17　寄附金		173,633,000	190,162,751	190,162,751	0	0	△16,529,751
	1　寄附金	173,633,000	190,162,751	190,162,751	0	0	△16,529,751
18　繰入金		2,200,760,000	2,200,456,319	2,200,456,319	0	0	303,681
	1　特別会計繰入金	142,360,000	142,356,481	142,356,481	0	0	3,519
	2　基金繰入金	2,058,400,000	2,058,099,838	2,058,099,838	0	0	300,162
19　繰越金		4,581,763,906	4,581,764,837	4,581,764,837	0	0	△931
	1　繰越金	4,581,763,906	4,581,764,837	4,581,764,837	0	0	△931
20　諸収入		1,585,862,000	2,292,633,811	1,565,671,334 710	50,779,438	676,183,749	20,190,666
	1　延滞金加算金及び過料	82,540,000	62,779,494	62,779,494	0	0	19,760,506
	2　市預金利子	747,000	745,117	745,117	0	0	1,883
	3　貸付金元利収入	306,338,000	300,875,659	300,818,059	0	57,600	5,519,941
	4　受託事業収入	94,346,000	92,534,431	92,534,431	0	0	1,811,569
	5　雑入	1,101,891,000	1,835,699,110	1,108,794,233 710	50,779,438	676,126,149	△6,903,233
21　市債		11,393,594,000	9,324,327,000	9,324,327,000	0	0	2,069,267,000
	1　市債	11,393,594,000	9,324,327,000	9,324,327,000	0	0	2,069,267,000
歳入合計		154,827,965,233	154,247,620,514	147,667,913,359 48,558,913	172,139,060	6,456,127,008	7,160,051,874

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　議会費		744,673,000	735,961,317	0	8,711,683	8,711,683
	1　議会費	744,673,000	735,961,317	0	8,711,683	8,711,683
2　総務費		10,974,709,695	10,480,700,450	24,404,000	469,605,245	494,009,245
	1　総務管理費	8,819,416,695	8,367,546,722	24,404,000	427,465,973	451,869,973
	2　徴税費	1,039,966,000	1,012,105,440	0	27,860,560	27,860,560
	3　戸籍住民基本台帳費	762,809,000	755,783,992	0	7,025,008	7,025,008
	4　選挙費	195,231,000	194,158,137	0	1,072,863	1,072,863
	5　統計調査費	49,662,000	45,047,013	0	4,614,987	4,614,987
	6　監査委員費	107,625,000	106,059,146	0	1,565,854	1,565,854
3　民生費		76,524,207,161	72,832,712,818	2,087,454,050	1,604,040,293	3,691,494,343
	1　社会福祉費	29,448,676,400	27,196,634,025	1,533,878,130	718,164,245	2,252,042,375
	2　児童福祉費	24,492,840,047	23,412,939,746	553,575,920	526,324,381	1,079,900,301
	3　生活保護費	22,582,689,714	22,223,139,047	0	359,550,667	359,550,667
	4　災害救助費	1,000	0	0	1,000	1,000
4　衛生費		9,508,040,095	9,050,971,911	4,532,760	452,535,424	457,068,184
	1　保健衛生費	5,443,564,095	5,024,610,736	0	418,953,359	418,953,359
	2　清掃費	4,064,476,000	4,026,361,175	4,532,760	33,582,065	38,114,825
5　労働費		38,287,312	37,405,640	0	881,672	881,672
	1　労働諸費	38,287,312	37,405,640	0	881,672	881,672
6　農林水産業費		228,569,000	162,761,265	20,227,000	45,580,735	65,807,735
	1　農業費	81,920,000	77,358,573	0	4,561,427	4,561,427
	2　林業費	616,000	511,694	0	104,306	104,306

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
	3　水産業費	146,033,000	84,890,998	20,227,000	40,915,002	61,142,002
7　商工費		1,062,784,400	1,004,460,508	16,248,560	42,075,332	58,323,892
	1　商工費	1,062,784,400	1,004,460,508	16,248,560	42,075,332	58,323,892
8　土木費		24,326,118,838	19,905,973,518	4,118,405,835	301,739,485	4,420,145,320
	1　土木管理費	359,344,863	344,921,704	0	14,423,159	14,423,159
	2　道路橋りょう費	1,737,513,588	1,263,127,935	414,081,729	60,303,924	474,385,653
	3　港湾費	1,689,905,000	1,388,040,197	297,704,700	4,160,103	301,864,803
	4　都市計画費	12,785,272,212	10,175,292,299	2,513,946,846	96,033,067	2,609,979,913
	5　住宅費	7,754,083,175	6,734,591,383	892,672,560	126,819,232	1,019,491,792
9　消防費		2,821,136,507	2,789,196,888	0	31,939,619	31,939,619
	1　消防費	2,821,136,507	2,789,196,888	0	31,939,619	31,939,619
10　教育費		16,107,222,667	13,214,026,444	2,381,942,278	511,253,945	2,893,196,223
	1　教育総務費	1,710,576,000	1,667,288,302	0	43,287,698	43,287,698
	2　小学校費	4,468,869,841	3,757,860,424	557,492,380	153,517,037	711,009,417
	3　中学校費	4,365,298,168	2,938,054,082	1,355,991,974	71,252,112	1,427,244,086
	4　幼稚園費	1,996,788,446	1,677,971,048	151,754,982	167,062,416	318,817,398
	5　社会教育費	1,434,954,000	1,335,052,989	58,010,000	41,891,011	99,901,011
	6　保健体育費	2,130,736,212	1,837,799,599	258,692,942	34,243,671	292,936,613
11　災害復旧費		75,804,000	4,514,017	70,085,983	1,204,000	71,289,983
	1　農林水産施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2　公共土木施設災害復旧費	75,802,000	4,514,017	70,085,983	1,202,000	71,287,983
	3　その他公共施設公用施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
12　公債費		12,399,411,000	12,386,989,588	0	12,421,412	12,421,412
	1　公債費	12,399,411,000	12,386,989,588	0	12,421,412	12,421,412
13　諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　公営企業貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14　予備費		17,000,558	0	0	17,000,558	17,000,558
	1　予備費	17,000,558	0	0	17,000,558	17,000,558
歳出合計		154,827,965,233	142,605,674,364	8,723,300,466	3,498,990,403	12,222,290,869

歳入歳出差引残額　　5,062,238,995　円

平成　２９年　９月　１２日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 一般会計 ）

区分		金額
1　予算現額		154,827,965,233 円
2　歳入総額		147,667,913,359
3　歳出総額		142,605,674,364
4　歳入歳出差引額		5,062,238,995
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	2,339,771,944
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	2,339,771,944
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	2,722,467,051
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市監査委員より提出された、平成28年度（2016年度）那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

審査意見

(はじめに)

平成20年度から始まった第４次那覇市総合計画（計画期間10年）は、基本理念に掲げた「みんなで創ろう、子どもの笑顔が輝くまち」の実現に向けて平成29

年度に最終年度を迎える。

この間、平成24年度に本市行政の拠点となる新庁舎が落成し、平成25年度に市民サービスの向上を目指し中核市へ移行する等、大きな体制の変化があった。また、財政の面では、沖縄振興特別推進交付金（いわゆる一括交付金）制度が創出され様々な事業を実施することができた。一方、国民健康保険事業特別会計では多大な累積赤字の解消という課題を抱え、徹底した行財政改革が求められている。

（決算の状況）

平成28年度一般会計の決算における実質収支は、27億2,246万円の黒字で、前年度の実質収支27億7,548万円に比べ5,302万円減となっている。

歳入は、1,476億6,791万円で前年度に比べ38億3,804万円増となっている。これは主に、消防債の減等により市債が31億6,632万円減、地方交付税が13億5,614万円減となっているものの、市営住宅建替事業（補助金）等の増により国庫支出金が52億8,355万円増、市たばこ税等の増により市税が17億5,653万円増、財政調整基金繰入金の増等により繰入金が15億1,111万円増となったことによるものである。

歳出は、1,426億567万円で前年度に比べ33億5,757万円増となっている。これは主に、津波避難ビル建設事業及び（仮称）樋川出張所整備事業が平成27年度で完了したこと等により消防費が20億948万円減、公債費が９億3,973万円減となっているものの、待機児童解消加速化事業、低所得高齢者向け臨時福祉給付金、障害福祉サービス等給付費等の増により民生費が34億6,284万円増、地域居住機能再生推進事業、沖縄都市モノレール延長事業等の増により土木費が20億6,278万円増となったことによるものである。

また、歳入のうち翌年度へ繰り越すべき財源は23億3,977万円となっており、前年度に比べ５億3,349万円増となっている。

土地区画整理事業等、７つの特別会計の実質収支合計額は、前年度の24億8,296万円の赤字から、本年度は２億2,935万円の黒字に転じている。これは主に、保険給付費及び諸支出金の減少等により国民健康保険事業特別会計の赤字が26億5,065万円減少したことによるものである。結果として、一般会計及び特別会計を合わせた実質収支は、前年度に比べ26億5,929万円増の29億5,182万円の黒字となっている。

（財政指標）

普通会計における財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は89.8％で、前年度に比べ1.8ポイント増加している。これは主に、扶助費で0.2ポイント減少したものの、人件費で0.9ポイント、物件費で0.5ポイント、繰出金で0.4ポイント増加したことによるものである。

実質公債費比率（平成26年度～平成28年度の平均）は12.8％で、前年度に比べ0.4ポイント改善している。これは元利償還金が２億8,137万円減少したこと及び同比率の分母となる標準財政規模が、平成28年度決算において８億4,520万円増加したことが主な要因である。同比率は平成25年度以降年々減少しているが、平成28年度末市債残高1,374億1,909万円のうち臨時財政対策債の残高は年々増加し507億352万円となり全体の36.9％を占めていることから、同市債発行の抑制に努められたい。

（繰越事業）

平成28年度から翌年度へ繰り越す事業の総額は、一般会計及び特別会計で104億9,108万円となっており、前年度に比べ７億6,774万円増となっている。これは主に、一般会計では５億4,796万円減少しているものの、農連市場地区市街地再開発事業（防災街区整備事業）の繰越額が増加したこと等により市街地再開発事業特別会計が13億952万円増加したことによるものである。

繰越事業のうち一括交付金事業は、交付金ベースで前年度の繰越額７億 3,502万円（12 事業）から７億8,917 万円（10 事業）と 5,415 万円増加しているものの、繰越事業の翌年度出来高も含めた執行率は、平成 24 年度の 82.3%から毎年上昇し平成27年度は94.1%となっている。

（むすび）

自主財源の根幹である市税の収納率は、平成22年度以降毎年上昇し、平成28年度決算では97.87%となっている。これは、中核市の平均96.37%を 1.5 ポイント上回り、中核市48市で８位、県内11市では１位となっている。これは、県内景気が上向いていることも一因であるが、納税催告センターとの連携を密にし現年度課税分の徴収率向上を図る等、徴収体制の強化も大きな要因である。今後も職員のスキルアップを図り、自主財源の確保に努められたい。

平成 24 年の沖縄振興特別措置法の改正により創設された一括交付金制度は、同法が平成 34 年に失効することから残り５年となった。これまで本市は、同交付金を活用し様々な事業を展開してきているが、今後も新文化芸術発信拠点施設整備事業等の大型施設建設が計画されていることから、同交付金のより効率的、効果的な活用に努められたい。

本市の大きな懸案事項となっている国民健康保険事業特別会計の累積赤字は、国保加入者の減少に伴う保険給付費の減少や一般会計からの政策的繰出金の増加等により、前年度の 32 億 2,014 万円から今年度５億 6,949 万円へと大幅に縮小されている。しかし、平成 30 年度に国民健康保険事業の運営主体が県に移行した後も、前期高齢者財政調整制度に起因する赤字により本市においても多大な財政負担が生じることが予想され、沖縄県の特殊事情に配慮した制度設計や財政支援措置を国に対し引き続き働き掛けられたい。

平成 30 年度からスタートする第５次那覇市総合計画に向けて、基本構想の策定が進められている。計画期間中に市制施行100周年を迎えることから、次の100年に向けた礎を築くため、職員力・組織力の向上を図り、持続可能な行財政運営に取り組まれたい。

那覇市告示第293号
平成29年11月15日

平成29年（2017年）９月那覇市議会定例会で認定された平成28年度那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成２８年度　那覇市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　使用料及び手数料		3,000	480	480	0	0	2,520
	1　真嘉比古島第一地区手数料	1,000	400	400	0	0	600
	2　壷川手数料	1,000	80	80	0	0	920
	3　真嘉比古島第二地区手数料	1,000	0	0	0	0	1,000
2　財産収入		32,000	31,519	31,519	0	0	481
	1　真嘉比古島第二財産運用収入	17,000	16,726	16,726	0	0	274
	2　真嘉比古島第一地区財産運用収入	15,000	14,793	14,793	0	0	207
3　繰入金		12,544,000	12,544,000	12,544,000	0	0	0
	1　総務管理繰入金	883,000	883,000	883,000	0	0	0
	2　真嘉比古島第二繰入金	9,059,000	9,059,000	9,059,000	0	0	0
	3　基金繰入金	2,602,000	2,602,000	2,602,000	0	0	0
4　繰越金		35,383,000	35,380,857	35,380,857	0	0	2,143
	1　総務管理繰越金	1,054,000	1,053,655	1,053,655	0	0	345
	2　真嘉比古島第一地区繰越金	3,206,000	3,205,230	3,205,230	0	0	770
	3　壷川繰越金	790,000	789,525	789,525	0	0	475
	4　真嘉比古島第二繰越金	30,333,000	30,332,447	30,332,447	0	0	553
5　諸収入		4,000	0	0	0	0	4,000
	1　総務管理雑入	1,000	0	0	0	0	1,000
	2　真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	3　壷川延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	4　真嘉比古島第二地区延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
6　保留地処分金		1,404,000	2,370,000	2,370,000	0	0	△966,000

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	1　真嘉比古島第二保留地処分金	1,404,000	2,370,000	2,370,000	0	0	△966,000
7　清算徴収金		9,428,000	72,197,893	13,251,767	1,053,204	57,892,922	△3,823,767
	1　真嘉比古島第一地区清算徴収金	1,218,000	21,827,685	1,439,829	20,355	20,367,501	△221,829
	2　壺川清算徴収金	1,019,000	5,259,746	4,641,578	0	618,168	△3,622,578
	3　真嘉比古島第二地区清算徴収金	7,191,000	45,110,462	7,170,360	1,032,849	36,907,253	20,640
歳入合計		58,798,000	122,524,749	63,578,623	1,053,204	57,892,922	△4,780,623

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　土地区画整理総務費		39,414,000	39,017,849	0	396,151	396,151
	1　総務管理費	39,414,000	39,017,849	0	396,151	396,151
2　土地区画整理事業費		4,006,000	2,547,180	0	1,458,820	1,458,820
	1　真嘉比古島第二土地区画整理費	4,006,000	2,547,180	0	1,458,820	1,458,820
3　清算費		13,425,000	10,352,516	0	3,072,484	3,072,484
	1　真嘉比古島第二地区清算費	13,425,000	10,352,516	0	3,072,484	3,072,484
4　基金積立金		32,000	31,519	0	481	481
	1　真嘉比古島第一地区基金積立金	15,000	14,793	0	207	207
	2　真嘉比古島第二基金積立金	17,000	16,726	0	274	274
5　公債費		1,921,000	1,920,004	0	996	996
	1　公債費	1,921,000	1,920,004	0	996	996
歳出合計		58,798,000	53,869,068	0	4,928,932	4,928,932

歳入歳出差引残額　　9,709,555　円

平成　２９年　９月　１２日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 土地区画整理事業特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		58,798,000 円
2　歳入総額		63,578,623
3　歳出総額		53,869,068
4　歳入歳出差引額		9,709,555
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1) 残高（翌年度へ繰越）	9,709,555
	(2) 不足額（翌年度から繰上充用）	0

那覇市告示第 294 号
平成 29 年 11 月 15 日

平成 29 年（2017 年）９月那覇市議会定例会で認定された平成 28 年度那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成２８年度　那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　国民健康保険税		5,959,506,000	8,116,711,617	6,212,137,890 24,951,877	229,081,588	1,700,444,016	△252,631,890
	1　国民健康保険税	5,959,506,000	8,116,711,617	6,212,137,890 24,951,877	229,081,588	1,700,444,016	△252,631,890
2　使用料及び手数料		9,170,000	10,916,964	10,916,964	0	0	△1,746,964
	1　手数料	9,170,000	10,916,964	10,916,964	0	0	△1,746,964
3　国庫支出金		14,450,294,000	15,016,444,344	15,016,444,344	0	0	△566,150,344
	1　国庫負担金	9,114,638,000	9,004,839,344	9,004,839,344	0	0	109,798,656
	2　国庫補助金	5,335,656,000	6,011,605,000	6,011,605,000	0	0	△675,949,000
4　療養給付費等交付金		1,053,320,000	931,260,027	931,260,027	0	0	122,059,973
	1　療養給付費等交付金	1,053,320,000	931,260,027	931,260,027	0	0	122,059,973
5　前期高齢者交付金		3,475,241,000	3,475,241,879	3,475,241,879	0	0	△879
	1　前期高齢者交付金	3,475,241,000	3,475,241,879	3,475,241,879	0	0	△879
6　県支出金		2,761,535,000	2,684,660,516	2,684,660,516	0	0	76,874,484
	1　県補助金	2,277,611,000	2,201,385,000	2,201,385,000	0	0	76,226,000
	2　県負担金	483,924,000	483,275,516	483,275,516	0	0	648,484
7　共同事業交付金		13,192,956,000	13,192,957,057	13,192,957,057	0	0	△1,057
	1　共同事業交付金	13,192,956,000	13,192,957,057	13,192,957,057	0	0	△1,057
8　財産収入		31,000	22,994	22,994	0	0	8,006
	1　財産運用収入	31,000	22,994	22,994	0	0	8,006
9　繰入金		7,548,332,000	7,402,834,157	7,402,834,157	0	0	145,497,843
	1　他会計繰入金	7,548,331,000	7,402,834,157	7,402,834,157	0	0	145,496,843
	2　基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
10　諸収入		2,897,192,000	297,794,601	153,416,709	2,067,690	142,310,202	2,743,775,291

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	1　延滞金加算金及び過料	43,910,000	47,264,061	47,264,061	0	0	△3,354,061
	2　預金利子	3,000	4,554	4,554	0	0	△1,554
	3　雑入	2,853,279,000	250,525,986	106,148,094	2,067,690	142,310,202	2,747,130,906
歳入合計		51,347,577,000	51,128,844,156	49,079,892,537 24,951,877	231,149,278	1,842,754,218	2,267,684,463

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　総務費		641,701,450	619,419,261	0	22,282,189	22,282,189
	1　総務管理費	474,972,450	460,446,481	0	14,525,969	14,525,969
	2　徴税費	78,194,000	74,720,830	0	3,473,170	3,473,170
	3　運営協議会費	724,000	358,660	0	365,340	365,340
	4　収納率向上特別対策事業費	51,573,000	48,670,833	0	2,902,167	2,902,167
	5　医療費適正化特別対策事業費	36,238,000	35,222,457	0	1,015,543	1,015,543
2　保険給付費		26,254,173,000	25,136,263,589	0	1,117,909,411	1,117,909,411
	1　療養諸費	22,224,694,000	21,315,752,684	0	908,941,316	908,941,316
	2　高額療養費	3,719,310,000	3,591,141,753	0	128,168,247	128,168,247
	3　移送費	501,000	0	0	501,000	501,000
	4　出産育児諸費	300,168,000	220,969,152	0	79,198,848	79,198,848
	5　葬祭諸費	9,500,000	8,400,000	0	1,100,000	1,100,000
3　後期高齢者支援金等		4,666,673,000	4,666,652,858	0	20,142	20,142
	1　後期高齢者支援金等	4,666,673,000	4,666,652,858	0	20,142	20,142
4　前期高齢者納付金等		3,310,000	3,292,975	0	17,025	17,025
	1　前期高齢者納付金等	3,310,000	3,292,975	0	17,025	17,025
5　老人保健拠出金		181,000	140,740	0	40,260	40,260
	1　老人保健拠出金	181,000	140,740	0	40,260	40,260
6　介護納付金		2,227,096,000	2,227,095,743	0	257	257
	1　介護納付金	2,227,096,000	2,227,095,743	0	257	257
7　共同事業拠出金		13,297,196,000	13,297,192,996	0	3,004	3,004
	1　共同事業拠出金	13,297,196,000	13,297,192,996	0	3,004	3,004

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
8　保健事業費		261,066,000	224,976,350	0	36,089,650	36,089,650
	1　特定健康診査等事業費	238,612,000	207,195,471	0	31,416,529	31,416,529
	2　保健事業費	22,454,000	17,780,879	0	4,673,121	4,673,121
9　基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10　諸支出金		262,869,000	254,204,592	0	8,664,408	8,664,408
	1　償還金及び還付加算金	260,506,000	252,767,915	0	7,738,085	7,738,085
	2　繰出金	83,000	81,620	0	1,380	1,380
	3　指定公費の立替	2,280,000	1,355,057	0	924,943	924,943
11　予備費		513,160,550	0	0	513,160,550	513,160,550
	1　予備費	513,160,550	0	0	513,160,550	513,160,550
12　繰上充用金		3,220,150,000	3,220,149,215	0	785	785
	1　繰上充用金	3,220,150,000	3,220,149,215	0	785	785
歳出合計		51,347,577,000	49,649,388,319	0	1,698,188,681	1,698,188,681

歳入歳出差引不足額　569,495,782　円
このため翌年度歳入繰上充用金　569,495,782　円

平成　２９年　９月　１２日提出

那覇市長　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 国民健康保険事業特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		51,347,577,000 円
2　歳入総額		49,079,892,537
3　歳出総額		49,649,388,319
4　歳入歳出差引額		△569,495,782
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	0
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	569,495,782

那覇市告示第295号
平成29年11月15日

平成29年（2017年）９月那覇市議会定例会で認定された平成28年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成２８年度　那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　国庫支出金		2,214,792,000	2,214,792,000	1,298,480,000	0	916,312,000	916,312,000
	1　国庫補助金	2,214,792,000	2,214,792,000	1,298,480,000	0	916,312,000	916,312,000
2　繰入金		305,876,000	305,876,000	305,876,000	0	0	0
	1　一般会計繰入金	305,876,000	305,876,000	305,876,000	0	0	0
3　繰越金		13,553,000	13,552,263	13,552,263	0	0	737
	1　繰越金	13,553,000	13,552,263	13,552,263	0	0	737
4　市債		1,062,200,000	559,800,000	559,800,000	0	0	502,400,000
	1　市債	1,062,200,000	559,800,000	559,800,000	0	0	502,400,000
5　県支出金		390,800,000	390,800,000	102,668,000	0	288,132,000	288,132,000
	1　県補助金	390,800,000	390,800,000	102,668,000	0	288,132,000	288,132,000
歳入合計		3,987,221,000	3,484,820,263	2,280,376,263	0	1,204,444,000	1,706,844,737

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　都市再開発事業費		3,790,974,000	2,029,043,623	1,761,602,000	328,377	1,761,930,377
	1　都市再開発事業費	3,790,974,000	2,029,043,623	1,761,602,000	328,377	1,761,930,377
2　公債費		196,247,000	196,245,993	0	1,007	1,007
	1　公債費	196,247,000	196,245,993	0	1,007	1,007
歳出合計		3,987,221,000	2,225,289,616	1,761,602,000	329,384	1,761,931,384

歳入歳出差引残額　　55,086,647　円

平成　２９年　９月　１２日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 市街地再開発事業特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		3,987,221,000 円
2　歳入総額		2,280,376,263
3　歳出総額		2,225,289,616
4　歳入歳出差引額		55,086,647
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	54,758,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	54,758,000
6　各会計別内訳	(1) 残高（翌年度へ繰越）	328,647
	(2) 不足額（翌年度から繰上充用）	0

那覇市告示第 296 号
平成 29 年 11 月 15 日

平成 29 年（2017 年）９月那覇市議会定例会で認定された平成 28 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成２８年度　那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　介護保険料		4,498,595,000	4,982,952,388	4,535,789,253 14,299,168	95,622,346	365,839,957	△37,194,253
	1　介護保険料	4,498,595,000	4,982,952,388	4,535,789,253 14,299,168	95,622,346	365,839,957	△37,194,253
2　使用料及び手数料		1,736,000	2,584,238	2,584,238	0	0	△848,238
	1　手数料	1,736,000	2,584,238	2,584,238	0	0	△848,238
3　国庫支出金		5,762,941,000	5,789,624,484	5,783,442,484	0	6,182,000	△20,501,484
	1　国庫負担金	4,062,124,000	4,035,179,716	4,035,179,716	0	0	26,944,284
	2　国庫補助金	1,700,817,000	1,754,444,768	1,748,262,768	0	6,182,000	△47,445,768
4　支払基金交付金		6,200,897,000	6,064,354,000	6,064,354,000	0	0	136,543,000
	1　支払基金交付金	6,200,897,000	6,064,354,000	6,064,354,000	0	0	136,543,000
5　県支出金		3,374,712,000	3,351,484,402	3,351,484,402	0	0	23,227,598
	1　県負担金	3,061,530,000	3,047,412,518	3,047,412,518	0	0	14,117,482
	2　財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	1,000
	3　県補助金	313,181,000	304,071,884	304,071,884	0	0	9,109,116
6　財産収入		784,000	786,103	786,103	0	0	△2,103
	1　財産運用収入	784,000	786,103	786,103	0	0	△2,103
7　繰入金		3,521,488,000	3,520,958,720	3,520,958,720	0	0	529,280
	1　他会計繰入金	3,521,487,000	3,520,958,720	3,520,958,720	0	0	528,280
	2　基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
8　繰越金		650,291,000	650,289,926	650,289,926	0	0	1,074
	1　繰越金	650,291,000	650,289,926	650,289,926	0	0	1,074
9　諸収入		4,157,000	24,683,671	22,830,531	0	1,853,140	△18,673,531
	1　延滞金、加算金及び過料	947,000	1,252,244	1,252,244	0	0	△305,244

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	2　雑入	3,210,000	23,431,427	21,578,287	0	1,853,140	△18,368,287
10　市債		1,000	0	0	0	0	1,000
	1　市債	1,000	0	0	0	0	1,000
11　サービス収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	1　予防給付費収入	1,000	0	0	0	0	1,000
歳入合計		24,015,603,000	24,387,717,932	23,932,519,657 14,299,168	95,622,346	373,875,097	83,083,343

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　総務費		841,660,000	800,173,928	6,182,000	35,304,072	41,486,072
	1　総務管理費	558,556,000	533,605,989	6,182,000	18,768,011	24,950,011
	2　徴収費	28,663,000	26,143,102	0	2,519,898	2,519,898
	3　介護認定審査会費	254,441,000	240,424,837	0	14,016,163	14,016,163
2　保険給付費		21,918,939,000	21,442,223,445	0	476,715,555	476,715,555
	1　介護サービス等諸費	20,534,734,000	20,086,123,480	0	448,610,520	448,610,520
	2　介護予防サービス等諸費	1,356,422,000	1,328,696,303	0	27,725,697	27,725,697
	3　その他諸費	27,783,000	27,403,662	0	379,338	379,338
3　財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1　財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
4　基金積立金		244,305,000	244,293,679	0	11,321	11,321
	1　基金積立金	244,305,000	244,293,679	0	11,321	11,321
5　地域支援事業費		571,103,000	564,334,149	0	6,768,851	6,768,851
	1　介護予防事業費	227,838,000	225,420,804	0	2,417,196	2,417,196
	2　包括的支援事業・任意事業費	343,265,000	338,913,345	0	4,351,655	4,351,655
6　諸支出金		439,595,000	437,389,197	0	2,205,803	2,205,803
	1　償還金及び還付加算金	335,389,000	333,183,598	0	2,205,402	2,205,402
	2　繰出金	104,206,000	104,205,599	0	401	401
歳出合計		24,015,603,000	23,488,414,398	6,182,000	521,006,602	527,188,602

歳入歳出差引残額　　444,105,259　円

平成　２９年　９月　１２日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 介護保険事業特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		24,015,603,000 円
2　歳入総額		23,932,519,657
3　歳出総額		23,488,414,398
4　歳入歳出差引額		444,105,259
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	444,105,259
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第297号

平成29年11月15日

平成29年（2017年）９月那覇市議会定例会で認定された平成28年度那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成２８年度　那覇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　後期高齢者医療保険料		2,388,962,000	2,460,081,598	2,431,379,709 7,375,707	4,231,318	31,846,278	△42,417,709
	1　後期高齢者医療保険料	2,388,962,000	2,460,081,598	2,431,379,709 7,375,707	4,231,318	31,846,278	△42,417,709
2　使用料及び手数料		702,000	958,500	958,500	0	0	△256,500
	1　手数料	702,000	958,500	958,500	0	0	△256,500
3　繰入金		642,826,000	640,848,946	640,848,946	0	0	1,977,054
	1　一般会計繰入金	642,826,000	640,848,946	640,848,946	0	0	1,977,054
4　繰越金		22,350,000	22,350,302	22,350,302	0	0	△302
	1　繰越金	22,350,000	22,350,302	22,350,302	0	0	△302
5　諸収入		11,891,000	11,216,192	11,216,192	0	0	674,808
	1　延滞金、加算金及び過料	744,000	527,700	527,700	0	0	216,300
	2　償還金及び還付加算金	11,094,000	10,637,613	10,637,613	0	0	456,387
	3　預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	4　雑入	52,000	50,879	50,879	0	0	1,121
歳入合計		3,066,731,000	3,135,455,538	3,106,753,649 7,375,707	4,231,318	31,846,278	△40,022,649

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　総務費		34,381,000	32,565,817	0	1,815,183	1,815,183
	1　総務管理費	22,147,000	21,714,289	0	432,711	432,711
	2　徴収費	12,234,000	10,851,528	0	1,382,472	1,382,472
2　後期高齢者医療広域連合納付金		3,021,419,000	2,873,412,976	0	148,006,024	148,006,024
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	3,021,419,000	2,873,412,976	0	148,006,024	148,006,024
3　諸支出金		10,931,000	10,123,473	0	807,527	807,527
	1　償還金及び還付加算金	10,831,000	10,024,073	0	806,927	806,927
	2　繰出金	100,000	99,400	0	600	600
歳出合計		3,066,731,000	2,916,102,266	0	150,628,734	150,628,734

歳入歳出差引残額　190,651,383　円

平成　２９年　９月　１２日提出

那覇市長　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 後期高齢者医療特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		3,066,731,000 円
2　歳入総額		3,106,753,649
3　歳出総額		2,916,102,266
4　歳入歳出差引額		190,651,383
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	190,651,383
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第298号
平成29年11月15日

平成29年（2017年）９月那覇市議会定例会で認定された平成28年度那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成２８年度　那覇市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　諸収入		298,913,000	298,911,476	298,911,476	0	0	1,524
	1　貸付金元利収入	298,913,000	298,911,476	298,911,476	0	0	1,524
歳入合計		298,913,000	298,911,476	298,911,476	0	0	1,524

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　公債費		298,913,000	298,911,476	0	1,524	1,524
	1　公債費	298,913,000	298,911,476	0	1,524	1,524
歳出合計		298,913,000	298,911,476	0	1,524	1,524

歳入歳出差引残額　　0　円

平成　２９年　９月　１２日提出

那覇市長　　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 病院事業債管理特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		298,913,000 円
2　歳入総額		298,911,476
3　歳出総額		298,911,476
4　歳入歳出差引額		0
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1) 残高（翌年度へ繰越）	0
	(2) 不足額（翌年度から繰上充用）	0

那覇市告示第 299 号

平成 29 年 11 月 15 日

平成 29 年（2017 年）９月那覇市議会定例会で認定された平成 28 年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

平成２８年度　那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額 還付未済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1　繰入金		67,546,000	67,546,000	67,546,000	0	0	0
	1　一般会計繰入金	67,546,000	67,546,000	67,546,000	0	0	0
2　諸収入		29,973,000	96,212,674	30,405,350	0	65,807,324	△432,350
	1　貸付金元利収入	29,967,000	94,893,433	29,972,502	0	64,920,931	△5,502
	2　雑入	6,000	1,319,241	432,848	0	886,393	△426,848
3　繰越金		28,800,000	28,799,653	28,799,653	0	0	347
	1　繰越金	28,800,000	28,799,653	28,799,653	0	0	347
4　市債		132,000,000	132,000,000	132,000,000	0	0	0
	1　市債	132,000,000	132,000,000	132,000,000	0	0	0
歳入合計		258,319,000	324,558,327	258,751,003	0	65,807,324	△432,003

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1　民生費		258,319,000	104,693,960	0	153,625,040	153,625,040
	1　母子父子寡婦福祉費	258,319,000	104,693,960	0	153,625,040	153,625,040
歳出合計		258,319,000	104,693,960	0	153,625,040	153,625,040

歳入歳出差引残額　154,057,043　円

平成　２９年　９月　１２日提出

那覇市長　城間　幹子

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

（ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ）

区分		金額
1　予算現額		258,319,000 円
2　歳入総額		258,751,003
3　歳出総額		104,693,960
4　歳入歳出差引額		154,057,043
5　翌年度へ繰り越すべき財源	(1)継続費逓次繰越額	0
	(2)繰越明許費繰越額	0
	(3)事故繰越し繰越額	0
	計	0
6　各会計別内訳	(1)残高(翌年度へ繰越)	154,057,043
	(2)不足額(翌年度から繰上充用)	0

那覇市告示第 300 号
平成 29 年 11 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開　設　者	指定年月日
所　在　地		
大道中央歯科クリニック	東　哲博	平成 29 年 10 月 11 日
那覇市字大道 116 番地　１階		

那覇市告示第 301 号
平成 29 年 11 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称	開設者	廃止年月日
所　在　地		
友寄内科胃腸科医院	友寄　英毅	平成 29 年９月 30 日
那覇市樋川二丁目 12 番３号		
麻布デンタルクリニック	仲筋　耕作	平成 29 年９月 30 日
那覇市久茂地三丁目 15 番６号　幸マンション２階		
城北胃腸科整形外科	医療法人　城北会	平成 29 年９月 21 日
那覇市首里平良町２丁目４番地		

那覇市告示第 302 号
平成 29 年 11 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

名　　称 （廃止する事業の種類）	廃止年月日
所　在　地	
デイサービスセンター　めかる （通所介護）	平成 29 年９月 30 日
那覇市字銘苅 303 番地	

那覇市告示第 303 号
平成 29 年 11 月 15 日

土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第１項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第３項において準用する同法第６条第２項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　形質変更時要届出区域　別図のとおり（那覇市古波蔵４丁目 113 番地１地内）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第２項の基準に適合していない特定有害物質の種類　砒素及びその化合物

別図

形質変更時要届出区域の範囲

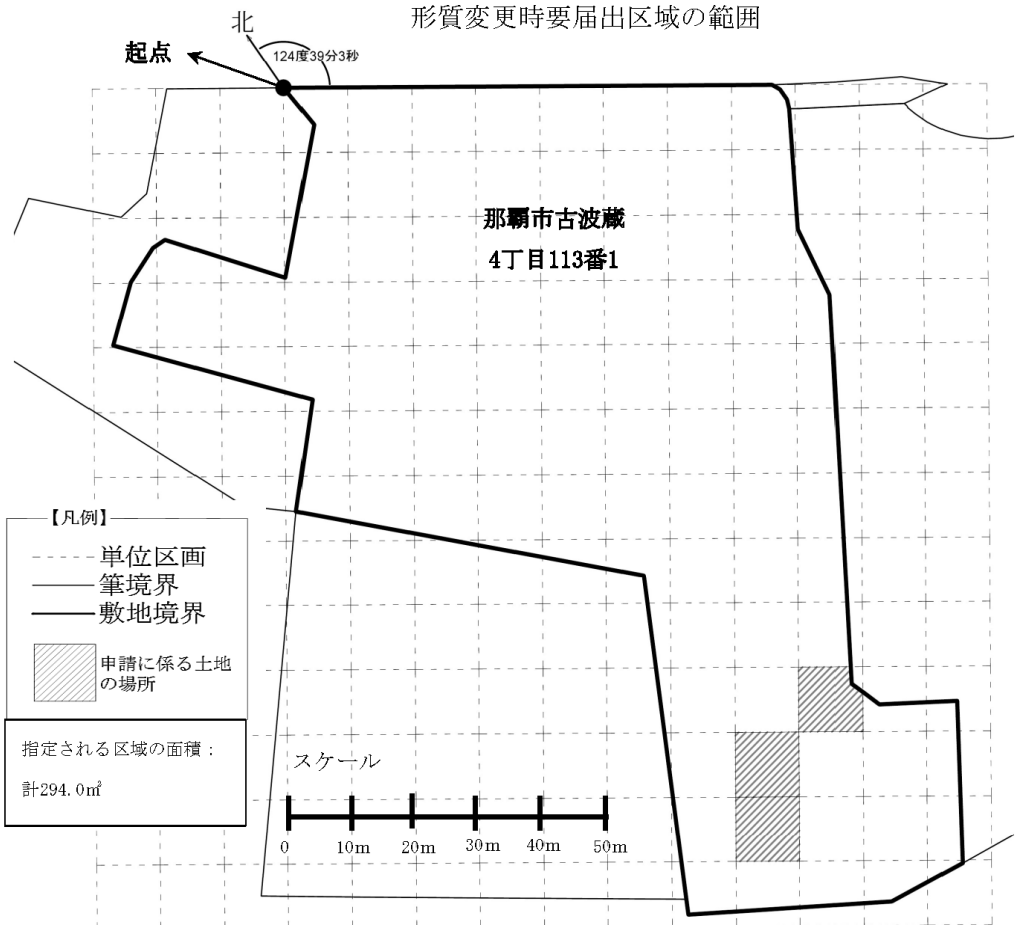

公　　告

那覇市公告第 278 号
平成 29 年 11 月 1 日
掲　　示　　済

那覇市広告付き窓口案内表示機取扱事業者の募集について

那覇市では、来庁者への市民サービスの向上に資するため、本庁舎内に広告付き窓口案内表示機を設置し、運用する事業者を募集します。

那覇市長　城　間　幹　子

記

１　事業概要
（１）事業名称：那覇市広告付き窓口案内表示機取扱事業
（２）事業内容：
ア）事業者は、当市の本庁舎内に窓口案内表示機(以下「表示機」という。)を設置する。
イ）事業者は、当市の庁舎内に広告用モニターを設置し、事業者が募集した広告映像と当市の行政広報映像を放映する。
ウ）事業者は、設置した機器のメンテナンスを行う。
エ）機器の設置、運用及びメンテナンス並びに事業満了等に伴う撤去については、全て事業者の費用負担でこれを行う。
オ）事業者は、広告用モニターで広告映像を放映することにより、広告主より報酬等を受領することができる。
　なお、広告主の選定及び広告映像の内容については、那覇市有料広告掲載取扱基準に準じ、当市の承認を得ることとします。
（３）事業期間：供用開始日から５年間
（４）実施場所：那覇市役所本庁舎内（所在地：那覇市泉崎１丁目１番１号）

２　参加資格
本プロポーザルの応募者は、次のすべての事項に該当する者とします。
（１）定款又は商業登記簿において、広告業又はこれに準じた業務を営んでいることを定めている者であること。
（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。

（３）経営状況が著しく不健全であると市長が認める者でないこと（公告日の３月前から事業者決定日までの間に不渡り等を生じていない者であること。）。
（４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配しているとして、公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど事業者として不適当であると市長が認める者でないこと。また、業務の一部を再委託する場合又は事業に係る物品等を購入する場合の契約相手方についても同様であること。
（５）当市の業者登録の場合は、当市から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
（６）地方税及び国税の滞納がないこと。
（７）その他市長が定める要件を満たしている者であること。

３　選定方法
（１）書類審査
本プロポーザルでは、応募者より提出された企画提案書等を基に参加資格の要件を満たしているか否かの書類審査を行い、さらに書類審査を通った応募者がプレゼンテーションによる審査を経て、優先交渉権者１者及び次点交渉権者１者に選定されます。
書類審査結果通知：平成 29 年 11 月 22 日（水）
（２）プレゼンテーション
書類審査を通った応募者に対しては、プレゼンテーションによる審査を行います。プレゼンテーションは、説明 15 分、質疑応答 10 分程度を予定しています。プレゼンテーションの実施日は以下のとおりとしますが、実施方法や時間等の詳細については、後日、連絡します。
プレゼンテーション実施日：平成 29 年 11 月 24 日（金）
（３）審査委員会
本プロポーザルの審査は、庁内に設置された那覇市広告付き窓口案内表示機取扱事業者審査委員会が行います。

４　手続等
（１）募集要項の配布期間及び方法
平成 29 年 11 月１日（水）より、那覇市管財課窓口又は那覇市役所ホームページにてダウンロードする形で配布します。
（２）応募書類の提出期限及び方法
平成 29 年 11 月１日（水）から 11 月 20 日（月）午後５時までに事務局あて持参又は郵送により提出して下さい。なお、郵送による場合は、一般書留、配達証明、配達日指定により提出してください。配達指定日は平成 29 年 11 月 20 日（月）とします。
（３）結果の公表
平成 29 年 12 月６日（水）に那覇市役所ホームページにて公表する予定です。
（４）事務局
那覇市 総務部 管財課
所在地：〒900-8585　那覇市泉崎１－１－１　本庁舎５階
電　話：098-862-9904　ＦＡＸ：098-862-9352
E-mail：S-KANZAI001@neo.city.naha.okinawa.jp

５　協定締結

（１）先に決定した優先交渉権者と本事業の実施に関する協議を行うこととし、協議が整い次第、協定を締結します。ただし、協議が不調となった場合、当市は、次点交渉権者と協定締結交渉を行うことができるものとします。

（２）本要項で規定する要件に該当しないと認められた場合、企画提案書の内容を逸脱して業務を行った場合又は提出書類に虚偽の記載を行った場合は、協定を締結せず、又は解除することがあります。

６　その他

（１）本プロポーザルの応募に係る費用は、応募者の負担とします。

（２）応募者が提出できる企画提案書は、１点のみとします。

（３）提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効とします。

（４）提出後においては、書類に記載された内容の変更を認めません。

（５）提出された企画提案書の内容は、一般に公表することがあります。

（６）審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けません。

（７）本事業の実施については、当市と事業者の協議により内容の一部を変更する場合があります。

那覇市公告第 401 号
平成 29 年 11 月 2 日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第1号様式（第23条関係）

個人情報業務届出書

平成２９年１１月１日

那覇市長　宛

那覇市長　城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">まちづくり協働推進課　　電話861-3846</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">まちづくり協働推進課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">校区まちづくり協議会支援事業</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">校区まちづくり協議会運営の円滑化に資することを目的とする</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">校区まちづくり協議会構成団体の役員等</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成２７年４月１日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号
■氏　名
■住　所
□性　別
□生年月日
□国　籍
□本　籍
□続　柄
□親族関係
□婚姻離婚
□その他
（　　）</td><td>■職　業
■地　位
□学　歴
□資　格
□団体加入
□賞　罰
□学業成績
□勤務成績
□その他
（　　）</td><td>□収　入
□資産状況
□公租公課
□経済取引
□公的扶助
□その他
（　　）</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教
□支持政党　□主義主張
□趣味嗜好　□犯歴等
□その他　（　　）

上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態
□容　姿
□病　歴
□障がい程度
□その他
（　　）</td><td>□
□
□
□
□</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">□本人　■本人以外（本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会）</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期（　　月～　　月）　■随時（校区まちづくり協議会結成時）</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　■口頭　□告示
□通知不要
（那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当）</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　■電磁媒体　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">業務開始時に届出がされていなかったため。</td></tr>
</table>

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(変更)届出書

平成29年10月23日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="3">こどもみらい部　子育て応援課　電話861-6951</td></tr>
<tr><td>届出の区分</td><td>□ 廃止　■変更</td><td>業務の廃止・変更年月日</td><td>平成29年11月１日</td></tr>
<tr><td>業務の名称及び開始年月日</td><td colspan="3">児童手当業務　　昭和47年4月1日</td></tr>
<tr><td>廃止又は変更の理由</td><td colspan="3">児童手当の受給資格者を確認する際、公務員についても本市にて児童手当を申請しない旨の情報をアンケートにて収集するため。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2">市内に住所を有する児童手当受給資格者(公務員を除く。)</td><td>市内に住所を有する児童手当受給資格者</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">※公務員についてもアンケートを取る必要があるため、個人情報の対象者の欄中、公務員を除く規定を削除する。</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 402 号
平成 29 年 11 月 2 日
掲　　示　　済

一般競争入札の実施について

那覇市所有の次の土地を個々に売却するため、一般競争入札を実施します。

那覇市長　城　間　幹　子

1　入札に付する物件
　① 那覇市前島３丁目11番８　　宅地　　79.17㎡
　② 那覇市壺川２丁目９番14　　宅地　　186.60㎡
2　入札参加資格は地方自治法施行令第 167 条の４の規程によるとともに、市町村税の滞納がないこととします。
3　入札の日時及び場所
　日　時　　平成 30 年１月 22 日（月）　午後２時
　場　所　　那覇市役所本庁舎６階　602 会議室
4　入札案内書の交付及び入札参加申込受付は、那覇市総務部管財課で行います。入札参加申込受付は、平成 30 年１月５日（月）午後５時で終了します。
5　入札参加者は、見積もる入札額の 100 分の５以上の入札保証金を、市長の指示どおり納付しなければ入札に参加できません。
6　予定価格は
　① の物件については、11,400,000円です。
　② の物件については、25,000,000円です。
　落札価格は、予定価格以上の最高入札価格とします。
7　入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。
8　入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
9　落札者は、売買物件を当該物件が所在する地域の環境に調和した用途に利用すること。
10　その他詳細は「土地売却に伴う一般競争入札実施要領」によります。

※　問い合わせ先　：　那覇市総務部管財課
　　電話　098-862-9904

那覇市公告第 405 号
平成 29 年 11 月 6 日
掲　　示　　済

公告の変更について

平成 29 年 11 月 1 日付け那覇市公告第 278 号にて公告した「那覇市広告付き窓口案内表示機取扱事業者の募集について」において、次のように変更があるので公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

平成 29 年 11 月 1 日付け那覇市公告第 278 号の那覇市広告付き窓口案内表示機取扱事業者の募集について、次のとおり変更する。

変更する項目	変更の内容	
	変更前	変更後
公告番号	那覇市公告第278号	那覇市公告第404号

那覇市公告第 431 号
平成 29 年 11 月 15 日

那覇市広告付き本庁舎総合案内板設置事業者の公募について

那覇市では、市役所本庁舎内に那覇市広告付き本庁舎総合案内板（以下「案内板」という。）を設置する事業者を公募します。
公募は、地方自治法第 238 条の４第２項の規定に基づき、案内板設置場所（行政財産）を制限付き一般競争入札により貸し付けを行います。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項

（１）契約案件名　那覇市広告付き本庁舎総合案内板設置賃貸借

（２）入札の内容

①那覇市役所本庁舎内の１階に設置する案内板について次のとおり、入札を行う。

※落札価格は、予定価格以上の最高入札価格とします。

※入札金額は、年額（１年分）を記載してください。

	設置場所	貸付面積	予定価格
1	１階エスカレーター横	3.50 ㎡	432,000 円
2	１階エレベーター前	0.30 ㎡	

②事業者は、本庁舎内に案内板を設置する。

③事業者は、本庁舎内に本庁舎案内、行政情報案内、那覇市全域地図・市役所周辺図等及び事業者が募集した広告を掲載する。

④事業者は、設置した案内板のメンテナンスを行う。

⑤案内板の設置、運用及びメンテナンス並びに事業満了等に伴う撤去については、全て事業者の費用負担でこれを行う。

⑥事業者は、広告を掲載することにより、報酬等を受領することができる。なお、広告主の選定及び広告映像の内容については、那覇市有料広告掲載取扱基準に準じ、市の承認を得ることとします。

（３）所在地

那覇市泉崎一丁目１番１号　那覇市役所本庁舎内の１階

（４）契約期間

平成 30 年４月１日～平成 35 年３月 31 日

（５）契約保証金

事業者は、契約締結後、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を、指定する期日までに納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則（1971 年那覇市規則第 13 号）（以下「契約規則」という。）第 30 条第１項第１号（保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。）の規定に該当する場合は免除とする。

２　入札に参加する者に必要な資格

（１）　定款又は商業登記簿において、広告業又はこれに準じた業務を営んでいることを定めている者であること。

（２）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。

（３）　経営状況が著しく不健全であると市長が認める者でないこと（公告日の３月前から事業者決定日までの間に不渡り等を生じていない者であること）。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配しているとして、公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど事業者として不適当であると市長が認める者でないこと。また、業務の一部を再委託する場合又は事業に係る物品等を購入する場合の契約相手方についても同様であること。

（５）　当市の業者登録の場合は、当市から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（６）　地方税及び国税の滞納がないこと。
（７）　その他市長が定める要件を満たしている者であること。

３　契約事項を示す場所
　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎５階
　那覇市 総務部 管財課

４　入札の日時及び場所
（１）日　時：平成 29 年 12 月 12 日（火）午後２時より
（２）場　所：那覇市役所本庁舎５階　501 会議室

５　入札保証金に関する事項
　入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の 100 分の５以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、契約規則第８条第１項第１号（保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。）及び同条同項第３号（過去２年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。）の規定に該当する場合は免除とします。

６　入札参加資格者又は代理人の出席により行い、郵便又は電話による入札は認めません。

７　入札に参加する者に必要な資格の無い者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

８　入札実施要領の配布及び入札参加申込に関する事項
（１）　入札案内書（公募要領）の配布は、那覇市総務部管財課の窓口又は那覇市ホームページから入手できます。ただし、入札参加申込受付けは、那覇市総務部管財課窓口でのみ行います。
（２）　入札参加申込受付期間及び公募要領配布期間
　平成 29 年 11 月 15 日（水）～平成 29 年 11 月 24 日（金）

９　その他
（１）　落札者は、当該入札物件が公有財産であることに留意し利用すること。
（２）　入札参加者は、「那覇市広告付き本庁舎総合案内板設置事業者公募要領（制限付き一般競争入札）」を熟読し、これを遵守すること。

【お問い合わせ先】
　那覇市 総務部 管財課 庁舎管理Ｇ
　電 話：（代表）098-867-0111（内 2078）
　　（直通）098-862-9904

那覇市公告第 432 号
平成 29 年 11 月 15 日

平成 30・31 年度　那覇市物品購入等入札参加資格審査申請受付について

平成 30・31 年度において、那覇市が行う物品購入等入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札参加資格者要件

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。

(2)　地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、同項の規定による入札に参加させない期間が経過していること。

(3)　営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有していること。

(4)　平成 29 年 12 月１日において引き続き２年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。

(5)　市町村税及び消費税を滞納していないこと。

(6)　代表者、役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のアからウまでの全ての要件に該当すること。

ア　暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第２条第２号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

イ　暴力団又は暴力団員の統制下にないこと。

ウ　暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

※「官公需適格組合」として、証明を受けた者からの申請もできます。

２　申請書類（本市様式）の配布

(1)　配布期間　　平成 29 年 11 月 15 日（水）～平成 29 年 12 月 28 日（木）

(2)　配布方法　　<u>当市ホームページからダウンロード</u>

※申請書類及び申請要領は、上記配布期間内（土・日曜日、祝日を除く。）に、総務部法制契約課（那覇市役所本庁舎５階）でも、受け取ることができます。
８時 30 分～17 時 15 分（12 時～13 時除く。）

※<u>本庁舎の駐車場は、有料</u>となっておりますのでご了承ください。

３　申請方法

(1)　申請方法　　原則として「郵送」による

※郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）

(2)　郵送受付期間　平成 29 年 12 月１日（金）～平成 29 年 12 月 28 日（木）
（12 月 28 日消印有効）

(3)　送付先・問い合わせ先

〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎１－１－１
那覇市役所総務部法制契約課　物品調達グループ
電話番号　098-951-3253（直通）

４　入札参加資格の有効期間

平成 30 年４月１日～平成 32 年３月 31 日（2 年間）

那覇市公告第 433 号
平成 29 年 11 月 15 日

平成 30 年度　那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録申請（追加申請）受付について

平成 30 年度の那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録の**追加申請**の受付を次のとおり行います。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札参加資格者要件

(1)　平成 29 年 12 月１日において営業実績が２年以上あること。
(2)　那覇市の市税を完納していること。
(3)　本市に本店、支店及び営業所（以下、これらを「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は、「那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準」（平成 23 年 12 月５日総務部長決裁）による。
(4)　労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
(5)　賃金不払い等、社会的不正行為がないこと。
(6)　業務執行において不誠実な行為がないこと。
(7)　経営及び信用の状況が良好であること。
(8)　清掃員又は警備員の制服制度があること。

(9)　正規従業員数（清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあたっては警備員数）が５人以上であること。
(10)　警備業務にあっては、警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第４条に定める公安委員会認定の業者であること。
(11)　清掃業務にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の２に定める県知事登録業者であること。
(12)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４第１項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。
(13)　地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後２年を経過していること。
(14)　那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第１号)第２条第１号の暴力団又は同条第２号の暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
(15)　その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

※「官公需適格組合(以下、「組合」という。)」として、証明を受けた者からの申請もできます。組合での申請については、(1)及び(9)の要件に代えて、官公需適格組合証明書が必要です。

２　申請書類（本市様式）の配布

(1)　配布期間　　平成 29 年 11 月 15 日（水）～平成 29 年 12 月 28 日（木）
(2)　配布方法　　当市ホームページからダウンロード
※申請書類及び申請要領は、上記配布期間内（土・日曜日、祝日を除く。）に、総務部法制契約課（那覇市役所本庁舎５階）でも、受け取ることができます。
８時 30 分～17 時 15 分（12 時～13 時除く。）
※本庁舎の駐車場は、有料となっておりますのでご了承ください。

３　申請方法

(1)　申請方法　　原則として「郵送」による
※郵送方法は、特に本市から指定はありません。（書留類・レターパック・宅配便など利用可）
(2)　郵送受付期間　平成 29 年 12 月１日（金）～平成 29 年 12 月 28 日（木）
(12 月 28 日消印有効)
(3)　送付先・問い合わせ先
〒900-8585
沖縄県那覇市泉崎１－１－１
那覇市役所総務部法制契約課　物品調達グループ
電話番号　098-951-3253（直通）

４　入札参加資格の有効期間

平成 30 年３月１日～平成 31 年２月末日まで（１年間）
※　追加の登録申請であり、すでに平成 29 年３月１日～平成 31 年２月末日で登録されている者は、申請する必要はありません。

那覇市公告第 434 号
平成 29 年 11 月 15 日

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第３項及び第 11 条の２第 12 項の規定に基づき、平成 28 年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のように公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。
（公表対象期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日）

平成29年11月15日

那覇市長　城間 幹子

◆ 閲覧状況（住民基本台帳法第11条）

No.	国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	自衛隊沖縄地方協力本部	自衛隊法第29条及び 住民基本台帳法第11条	平成28年5月16日、 5月18日、5月19日	平成10年4月2日～ 平成11年4月1日の間に 生まれた男女 3,102人

◆ 閲覧状況（住民基本台帳法第11条の２）

No.	閲覧者氏名 （法人の場合は名称及び代表者または管理者名）	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成28年5月6日	20歳以上の男女 繁多川1丁目 23人
2	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	高齢者の経済・生活環境に関する調査	平成28年5月6日	60歳以上の男女 前島3丁目、若狭3丁目 16人
3	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	平成28年5月6日	7歳以上の男女 泉崎2丁目 12人
4	株式会社　サーベイリサーチセンター 代表取締役　戸祭　浩	環境についての意識調査	平成28年5月6日	満18歳以上、75歳未満の男女個人 首里末吉町3丁目 24人
5	株式会社　インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成28年度旅行・観光動向調査（一般統計調査）	平成28年5月11日	泊2丁目、首里当蔵町1丁目、小禄1丁目 255人
6	株式会社　毎日新聞社 代表取締役社長　朝比奈 豊	第70回読書世論調査	平成28年5月18日	平成12年9月30日以前生まれの男女 那覇市字天久 12人
7	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成28年6月6日	16歳以上の男女個人 字田原、首里大名町3丁目 100人
8	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	国民生活に関する世論調査	平成28年6月15日	満18歳以上の日本人男女 壺屋2丁目16～18番 26人
9	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査	平成28年6月15日	16歳以上の日本人男女 字小禄1288番地～ 14人
10	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアンケート	平成28年6月30日	18歳以上の男女 字小禄、首里石嶺町3丁目、楚辺1～2丁目、字真地、寄宮3丁目、高良2～3丁目、識名1丁目、天久1丁目 140人

11	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	地球温暖化対策に関する世論調査	平成28年7月13日	満18歳以上の日本人男女 字田原182、196、255、257、260～ 16人
12	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	道路に関する世論調査	平成28年7月13日	満18歳以上の日本人男女 楚辺2丁目12番、22番～ 16人
13	一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	2016年 新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成28年7月26日	満15歳以上の日本人男女 若狭2丁目14番～、松川3丁目15番 47人
14	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	参院選の政治意識調査2016	平成28年8月3日	平成10年6月30日以前に生まれた日本国籍を有する男女個人 識名3丁目 18人
15	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	男女共同参画社会に関する世論調査	平成28年8月15日	満18歳以上の日本人男女 安里1丁目1番～ 13人
16	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	中高期男性の生活の送り方に関する調査	平成28年8月25日	満55歳～64歳以下の日本人男性　与儀2丁目16番～ 13人
17	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	2016年10月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査	平成28年9月6日	20歳以上の日本人男女 金城1丁目 12人
18	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成28年9月30日	10歳以上17歳以下の男女 おもろまち2～4丁目 20人
19	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	平成28年度 消費者意識基本調査	平成28年9月30日	15歳以上の男女 首里石嶺町1～2丁目 25人
20	株式会社 ビデオリサーチ 九州支社 支社長 寺田 茂喜	テレビの視聴 日常生活及び商品の使用実態に関するアンケート	平成28年10月7日	銘苅3丁目、久茂地2丁目、山下町、小禄1丁目、赤嶺2丁目、寄宮1丁目、繁多川3丁目、与儀2丁目、首里石嶺町2丁目、首里赤田町1丁目 190人
21	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成28年10月19日	10歳以上17歳以下の男女 おもろまち2～4丁目 20人
22	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	平成28年度 消費者意識基本調査	平成28年10月19日	15歳以上の男女 首里石嶺町1～2丁目 3人
23	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第3回 くらしと生活設計に関する調査	平成28年10月26日	20歳以上の男女 首里石嶺町2丁目 20人
24	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	平成28年度 食育に関する意識調査	平成28年10月28日	満20歳以上の日本人男女 若狭3丁目22番～24番 15人
25	一般社団法人 輿論科学協会 理事長 大宮 泰三	通信利用動向調査における世帯対象調査	平成28年11月7日	20歳以上の筆頭世帯構成員（もしくは世帯構成員）のいる世帯 曙1丁目、首里赤田町1丁目、古波蔵1丁目、赤嶺1丁目 172人

26	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	がん対策に関する世論調査	平成28年11月8日	満18歳以上の日本人男女 壺屋1丁目21番、30番 15人
27	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査	平成28年11月16日	末子が18歳未満の子どもを育てている世帯 壺屋2丁目、三原1丁目～3丁目、寄宮1丁目～3丁目 30人
28	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成28年11月18日	16歳以上の男女個人 首里石嶺町2丁目、首里石嶺町4丁目、字栄原2丁目 148人
29	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	平成28年11月22日	単身世帯の世帯主 壺屋1丁目、樋川1～2丁目 40人
30	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	職業に関する意識調査	平成28年11月25日	満20歳～満69歳以下の日本人男女 字大道162番地～ 15人
31	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	テレビ視聴に関する調査	平成28年11月29日	16歳以上の日本人男女 高良1丁目1番～ 14人
32	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成28年11月30日	20歳以上の男女 古波蔵4丁目、字栄原1丁目 15人
33	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	安全安心な社会とレジャーに関する調査	平成28年11月30日	18歳以上79歳以下の男女 牧志2丁目 29人
34	株式会社　インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成29年度 家庭部門のC02排出実態統計調査	平成28年12月6、8日	20歳以上88歳以下の男女 壺川2丁目、若狭1丁目、首里真和志町2丁目、首里山川町1丁目、金城3丁目、字仲井真、寄宮2丁目 360人
35	株式会社 中外 代表取締役 阪倉 敦	電波利用環境に関する意識調査	平成28年12月21日	18歳以上の男女 樋川1丁目18番 16人
36	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	社会意識に関する世論調査	平成29年1月13日	満18歳以上の日本人男女 西1丁目2～5番 26人
37	株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲	全国たばこ喫煙者率調査	平成29年1月17日	昭和2年5月1日～平成9年4月30日生まれの男女 久茂地2丁目、字小禄、繁多川3丁目、首里石嶺町4丁目 80人
38	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	日本人と憲法2017	平成29年1月17日	平成10年12月31日以前に生まれた日本国籍を有する男女個人 古波蔵2丁目 12人
39	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	平成28年度 国語に関する世論調査	平成29年1月24日	満16歳以上の日本人男女 古波蔵2丁目6、8、9番 18人
40	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	テレビとスマートフォンなどの利用についての調査	平成29年1月26日	13歳以上59歳以下の男女 壺川2丁目 12人

41	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成29年2月7日	16歳以上の男女個人 字栄原4丁目、首里石嶺町1～2丁目、高良2丁目 150人
42	株式会社 ビデオリサーチ 九州支社 支社長 寺田 茂喜	ラジオ聴取状況調査	平成29年2月8日	12～69歳の男女個人 字銘苅、おもろまち2丁目、牧志1丁目、前島3丁目、古波蔵2丁目、若狭2丁目、辻2丁目、鏡原町、字小禄、字栄原4丁目、田原3丁目、三原1丁目、壺屋1丁目、真嘉比2丁目、繁多川5丁目、字仲井真、字与儀、識名3丁目、首里石嶺町1丁目、首里石嶺町4丁目、首里久場川町2丁目、首里山川町2丁目 330人
43	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査	平成29年2月23日	20歳以上の男女 字松川 15人

消防局訓令

那覇市消防局訓令第９号
平成 29 年 10 月 24 日
公　　表　　済

那覇市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局長　平　良　真　徳

那覇市火災調査規程(平成26年消防局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
［第13号様式　別記］ ［第15号様式　別記］	［第13号様式　別記］ ［第15号様式　別記］

付　則

この規程は、平成29年10月27日から施行する。

［改正前　別記］

第13号様式

り災証明交付申請書

年　　月　　日

那覇市　　消防署長　様

申請者

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記により、り災しましたので証明願います。

り災年月日	年　　月　　日(　　)　　時　　分頃
り災場所	那覇市
り災した物件と申請者との関係	1　所有者　　2　管理者　　3　占有者 4　その他(　　)
提出先及び提出する理由	1　役所　　2　税務署　　3　保険会社 4　電話会社 5　その他(　　) ア　固定資産減失手続 イ　減免手続 ウ　保険請求 エ　その他(　　) (　　通)

記入方法
1　申請者の住所は、いま住んでいるところを記入して下さい。
2　「り災場所」欄は、できるだけ詳しく記入して下さい。
3　「り災した物件と申請者との関係」欄は、該当事項を○で囲み、その他のときは、（　）内に詳しく記入して下さい。
4　「提出先及び提出する理由」欄は、該当事項を○で囲み、その他のときは、（　）内に詳しく記入して下さい。

［改正後　別記］
第13号様式

り災証明交付申請書

年　　月　　日

那覇市　　消防署長　様

申請者
氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電 話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代理申請者
氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電 話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記により、り災しましたので証明願います。

り災年月日	年　　月　　日（　）　　時　　分頃
り災場所	
り災した物件と申請者との関係	1 所有者　2 管理者　3 占有者 4 その他（　　）
提出先及び必要部数	1 役所　2 税務署　3 保険会社　4 電話会社 5 その他（　　）　合計　　部
提出する理由	1 固定資産減失手続　2 減免手続　3 保険請求 4その他（　　）

記入方法
1　申請者の住所は、いま住んでいるところを記入して下さい。
2　「り災場所」欄は、できるだけ詳しく記入して下さい。
3　「り災した物件と申請者との関係」欄は、該当事項を○で囲み、その他のときは、(　)内に詳しく記入して下さい。
4　「提出先及び提出する理由」欄は、該当事項を○で囲み、その他のときは、(　)内に詳しく記入して下さい。
5　代理申請する場合には、申請者の印鑑は必要ありません。

※り災物件所有者等以外が代理申請する場合は、下記の委任状を記入してください。

委 任 状

月　　日

那覇市　　消防署長　様

上記代理申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿にり災証明書の申請及び受領について委任します。

申 請 者 氏 名　　印

消防確認欄

本人確認証	運転免許証　　保険証　　その他（　　）

［改正前　別記］
第15号様式

那消　第　　号
年　　月　　日

り災証明書

現住所

氏　名

那覇市　　消防署長

下記のとおり相違ないことを証明します。

り災年月日	年　　月　　日(　　)　　時　　分頃
り 災 場 所	那覇市
り 災 種 別	火災　　爆発　　震災に伴う火災

り災物件	建物(住居　工場　倉庫　店舗　その他) 家財(商品　附属物　機械類　その他) その他(　　)
焼損程度	全焼　半焼　部分焼　ぼや
り災程度	全損　半損　小損　水損
り災物件と申請者との関係	所有者　管理者　占有者 その他(　　)
その他必要事項	

［改正後　別記］
第15号様式

那消　第　　号
年　月　日

り災証明書

申　請　者

現　住　所

氏　　名

那覇市　　消防署長

下記のとおり相違ないことを証明します。

り災年月日	年　月　日(　)　時　分頃
り災場所	

り　災　種　別	火災　　爆発　　震災に伴う火災
り　災　物　件	建　物（住居　　工場　　倉庫　　店舗　　その他） 家　財（商品　　附属物　　機械類　　その他） その他（　　）
焼　損　程　度	全焼　　半焼　　部分焼　　ぼや
り　災　程　度	全損　　半損　　小損　　調査中
り災物件と申請者との関係	所有者　　管理者　　占有者 その他（　　）
そ　の　他 必　要　事　項	

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第17号
平成29年10月26日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　兼次　俊正

指定（登録）番号	第　362　号
指定工事店名	有限会社クラウン工業
営業所所在地	沖縄県沖縄市宮里二丁目22番22号
代表者名	荒海　宣雄
有効期間	自　平成26年４月１日
	至　平成31年３月31日
異動年月日	平成29年10月13日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第18号
平成29年10月26日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　兼次　俊正

指定（登録）番号	第　383　号
指定工事店名	有限会社大丸設備
営業所所在地	沖縄県沖縄市古謝二丁目15番８号
代表者名	兼城　聡
指定の有効期間	自　平成27年４月１日
	至　平成32年３月31日
異動年月日	平成29年10月20日
異動事由	営業所所在地の変更